

## 東北地方整備局総合評価委員会規則

### (趣旨)

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第8条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成17年8月26日閣議決定)第2の3(4)、第2の4及び第2の7に基づき、東北地方整備局が発注する工事に関する総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案等の審査・評価を中立かつ公平に行うため、東北地方整備局総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、東北地方整備局所管事業に関する次に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 総合評価方式及びプロポーザル方式に関する実施方針
- 二 複数の工事又は建設コンサルタント業務等に共通する評価方法
- 三 後工事を前工事の施工者から随意契約にて調達しようとする場合の妥当性
- 四 実施すべき個別工事及び建設コンサルタント業務等(本官契約に係るもの及びその他必要な工事並びに建設コンサルタント業務等)の評価方法

2 前項のうち、次に掲げる事項については、専門部会に委任できるものとする。

- 一 高度な技術を含む技術提案を求める工事に関する事項
- 二 本官契約に係る一定以上の加算点数を加える工事に関する事項
- 三 後工事を前工事の施工者から随意契約にて調達しようとする場合の妥当性
- 四 その他必要な事項

### (委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格及び識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、東北地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員17人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故等があった場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 8 委員は委員会より得た入札契約等に関する情報については、秘密の保持をしなければならない。
- 9 専門部会の設置運営要領は別に定める。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が統括する。

2 委員会は、専門部会と合同で開催することができる。

3 委員長は、第2条に掲げる事務を行う時及び必要があると認めた時に委員会を開催する。ただし、緊急やむを得ない事情があつて委員会を開催することができない場合には、委員長は回議を持って委員会に替えることができる。

4 第2条に係る会議は、半数以上の委員の出席で開催できる。

5 委員会及び専門部会における審議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第5条 委員は、第2条第1項第二号及び第三号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画部技術管理課及び港湾空港部品質確保室に置く。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この規則は、平成17年12月26日から施行する。

この規則は、平成20年3月13日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年6月9日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 東北地方整備局総合評価委員会 委員

氏 名	役 職
有川 智	東北工業大学教授
風間 聡	東北大学大学院教授
◎京谷 孝史	東北大学名誉教授
高橋 弘	東北大学大学院特任教授
徳永 幸之	宮城大学教授
(事務局)	(総務部長、企画部長、関係部長)

◎は委員長

(委員会委員は五十音順)

# 東北地方整備局総合評価委員会 専門部会設置運営要領

## (趣旨)

第1条 本要領は、東北地方整備局総合評価委員会（以下「委員会」という。）専門部会の設置運営に関して必要な事項を定める。

## (専門部会の事務)

第2条 専門部会は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定、以下「基本方針」という。）第2の3（1）及び（2）並びに第2の7における技術提案、総合評価の審査・評価に関するもの等のうち、委員会より委任された事項について審議する。  
2 専門部会の審議結果は、委員会に報告するものとする。

## (専門部会の専門委員及び組織)

第3条 部会の委員（以下「専門委員」という。）は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格及び識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、東北地方整備局長が委嘱する。  
2 専門委員の任期は、2年とする。ただし、専門委員に欠員が生じた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 専門委員は、再任されることができる。  
4 専門委員は、非常勤とする。  
5 専門部会に部会長を置く。部会長は委員長が指名する。  
6 部会長に事故等があった場合は、あらかじめ委員長が指名する専門委員がその職務を代行する。  
7 専門委員は委員会及び専門部会より得た入札契約等に関する情報については、秘密の保持をしなければならない。  
8 委員長が必要と認めた時は、臨時に専門委員の委嘱を東北地方整備局長に求めることができる。

## (専門部会の運営)

第4条 専門部会は、部会長が統括する。  
2 専門部会は、委員会と合同で開催することができる。  
3 部会長は、第2条に掲げる事務を行う時及び必要があると認めた時に専門部会を開催する。ただし、緊急やむを得ない事情があつて専門部会を開催することができない場合には、部会長は回議を持って専門部会に替えることができる。  
4 第2条に係る会議は、2名以上の専門委員で開催できる。

## (委員の除斥)

第5条 委員は、第2条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

## (事務局)

第6条 専門部会（港湾空港部会を除く）の事務局は、企画部技術管理課及び東北地方整備局総合評価委員会規則第2条第2項に掲げる工事等を所管する関係部担当課とす

る。港湾空港部会の事務局は、港湾空港部品質確保室とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

附則

この要領は、平成17年12月26日から施行する。

この要領は、平成20年3月13日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月9日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

東北地方整備局総合評価委員会専門部会 部会委員

部会	部会委員	役職
河川部会	有働 恵子 ◎風間 聡 久田 真	東北大学大学院教授 東北大学大学院教授 東北大学大学院教授
道路部会	石川 雅美 ◎京谷 孝史 山田 真幸	東北学院大学教授 東北大学名誉教授 東北工業大学教授
港湾空港部会	越村 俊一 武田 三弘 ◎徳永 幸之	東北大学大学院教授 東北学院大学教授 宮城大学教授
営繕部会	◎有川 智 後藤 伴延 前田 匡樹	東北工業大学教授 東北大学大学院准教授 東北大学大学院教授
機械電通部会	小川 和洋 ◎高橋 弘 渡邊 高志	東北大学大学院教授 東北大学大学院特任教授 東北大学大学院教授

※ 事務局として関係部長が出席。

※ ◎部会長

(専門部会委員は五十音順)